

吉賀町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン の運用が始まります

1. ガイドラインの概要

吉賀町に設置される事業用太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全、町民の安心・安全を確保するため、「吉賀町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、太陽光発電設備設置事業者の自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的とし、町への事前協議や地域住民への説明会の開催、事業の実施や維持管理にあたり配慮すべき事項を定めています。

2. ガイドライン策定の背景

国において太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用が推進される中、吉賀町でも太陽光発電設備の設置事例が増加している一方、生活環境や自然環境に与える影響を心配する声も寄せられています。太陽光発電設備の設置にあたっては、国が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」及び「事業計画策定ガイドライン」を制定し、事業計画の認定手続きを求めています。太陽光発電設備が設置される地域の自治体や地域住民との調整について、具体的に示した内容ではありません。そこで、町内において太陽光発電設備設置事業者に対して、一定の基準を示すガイドラインを策定しました。

3. 対象

出力合計が50キロワット以上であり、令和2年4月1日以降に工事に着手する太陽光発電設備設置事業が対象です。

※土地に自立して設置するものに限りです

4. 事前協議申出書の提出

ガイドライン第6条により、事業者は当該事業に着手する日の60日前までに、事前協議申出書を町へ提出し、事業の内容に関して協議してください。

※事前協議書を提出する前に、太陽光発電設備設置事業の事業計画その他実施に係る事項について、当該事業区域の地域住民に対し説明会を開催してください

※説明会を開催する対象範囲については、町へ相談してください

※上記の事前協議が終了したときは、町から事前協議終了通知書を送付します

5. 事業者の責務及び配慮すべき事項

ガイドライン第5条及び第8条から第11条により、事業者の責務や事業の実施・維持管理にあたり配慮すべき事項を定めています。関係法令を遵守し、地域住民との調和に努め、適切に事業を行ってください。

※出力合計が10キロワット以上50キロワット未満の事業及び令和2年3月31日において現に工事に着手している、又は現に工事を完了している事業についても、このガイドラインの趣旨を踏まえ、第5条及び第8条から第11条までに掲げる事項の遵守に努めてください

※詳細については、ガイドライン本文をご覧ください。

6. 手続きの流れ

①太陽光発電設備設置事業の計画・検討



②町窓口への事前相談



③地域住民等説明会の開催



④町窓口への事前協議申出書の提出
(事業に着手する60日前まで)



⑤事前協議終了通知



⑥工事着手